

認可地縁団体 ガイドブック

— 設立から運営までの手引き —

(令和8年3月)



酒々井町
くらし安全協働課 活動推進班

〒285-8510

千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目1 1番地

TEL : 043-496-1171 (代表)

TEL : 043-496-1165 (直通)

目 次

I 制度の概要

- 1 地縁による団体とは 1
- 2 地縁による団体の法的位置付けと目的 1
- 3 認可地縁団体になることのメリットと義務 2
- 4 認可申請できる団体 3

II 認可申請の手続き

- 1 認可の要件 4
- 2 地縁団体の認可までの手続きの流れ 7
- 3 認可申請に必要な書類 8
- 4 認可・告知 9
- 5 不認可の決定に対する異議申立て 9

III 認可後の地縁団体

- 1 認可地縁団体の性質 10
- 2 地方自治法の規定による運営・取扱い 11
総会の開催省略について 12
- 3 税関係の手続き 14
- 4 認可地縁団体の印鑑登録 16
- 5 各種証明書の発行 17
- 6 不動産登記 18
- 7 告示事項（代表者・事務所等）の変更手続き 18
- 8 規約変更手続き 19
- 9 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例 21

IV 認可の取り消しと解散

- 1 認可の取り消し 2 6
- 2 認可地縁団体の解散 2 6

V 各種様式等の作成例

- 1 認可申請時の各種様式等の作成例
 - (1) 認可申請書 3 0
 - (2) 規約作成例 3 1
 - (3) 総会議事録の作成例 4 2
 - (4) 財産目録 4 3
 - (5) 構成員名簿 4 4
 - (6) 地縁による団体の代表者の承諾書 4 5
 - (7) 代理人の有無 4 6
 - (8) 代表者の職務執行上の有無、職務代行者選任の有無 . . . 4 7
- 2 印鑑登録に関する様式
 - (1) 印鑑登録申請書 4 8
 - (2) 印鑑登録証明書交付申請書 4 9
 - (3) 委任状 5 0
- 3 告示事項・規約変更に関する様式
 - (1) 告示事項証明書交付請求書 5 1
 - (2) 告示事項変更届出書 5 2
 - (3) 規約変更認可申請書 5 3
- 4 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書 5 4

VI 参考法令

- 地方自治法 5 6
- 地方自治法施行規則 6 5

3 認可地縁団体になることのメリットと義務

認可地縁団体として自治会等が法人格を取得すると、法人名義での資産登記手続きができるほか、様々な契約や取引などの法律行為が法人名義で行えることとなります。

その一方で、地方自治法の規定に従い、適切な運営が実施されるよう、年1回の総会の義務化や書類の適正な備え付け、各種変更の際の事務手続きなどが継続的に必要になるほか、政治活動の禁止や納税の義務が明確化されます。

必ず、皆さんで、認可地縁団体になることのメリットだけでなく、義務も確認したうえで、法人格取得の是非を事前によく検討してください。



法人格取得のメリット

- ▶ 法律上の「任意団体」であるときに比べて、明確な「法人組織」であることから、活動や組織に対する信頼性、信用性が向上します。
- ▶ 法律行為の主体として、法人名でさまざまな契約行為や取引、財産の取得、管理、登記などが行えるようになります。
(会員個人の資産と、法人の資産が明確に分けて管理されるようになります)
- ▶ 会員個人に万が一のことがあっても、法人として保有している財産や活動はそのまま法人に継続されます。
(任意団体の場合は、万が一、財産登記上の名義人がお亡くなりになった場合には、任意団体の保有する財産は名義人の遺族に相続となってしまう、その後の財産管理が煩雑になります。)
- ▶ 実質的に自治会等が占有している不動産であって、登記名義人や相続人の一部の所在が知れず、すべての方からの同意が得られない場合に、町に申請して一定期間公示することで、認可地縁団体名義で所有権の移転登記ができる特例制度が活用できます。





法人格取得後の義務

- ▶ 毎事業年度終了の時（新事業年度開始3か月以内）に財産目録を作成し、法人の主たる事務所に備え付けなければなりません。また、常に最新版の構成員（会員）名簿に更新し、主たる事務所に備え付けなければなりません。
- ▶ 特定の政党のために利用するような政治活動は禁止されます。
- ▶ 納税の義務が明確化されることから、町税・県税・国税が課税されますので、収益事業を行わない場合は、減免申請手続等を行う必要があります。
- ▶ 地方自治法に沿った適正な運営が必須になるため、認可地縁団体の事務は、規約であらかじめ委任されている事項以外は総会の議決が必要になり、手続きに時間と手間がかかります。
（任意団体のようなフットワークの軽さはありません）
- ▶ 代表者の変更や主たる事務所の変更、規約の変更などの際には、その都度、町への届出や認可申請を行い、告示を受ける必要があります。
- ▶ 破産手続開始の申立てを怠ったり、債権者への公告を怠ったりすると、50万円以下の過料に処される場合があります。
- ▶ 認可地縁団体の告示事項証明書（法人登記簿に代わるもの）は、関係者に限らずだれでも取得可能なため、認可地縁団体の歴代代表者の氏名及び住所が公にされます。

4 認可申請できる団体

「地縁による団体」とは、「町または字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」で、その区域に住所を有することのみを構成員の資格としています。

したがって、認可地縁団体の申請をできる団体は、いわゆる区・自治会、町内会となり、次のような団体は対象となりません。

■ 対象外①・・・ 特定の目的の活動だけを行う団体

【例】 スポーツや趣味の同好会、伝統芸能保存会、環境保全団体 など

■ 対象外②・・・ 住所以外に「性別」「年齢」などの加入要件が必要な団体

【例】 老人会や子供会、婦人会 など

Ⅱ 許可申請の手続き

1 認可の要件

次の「目的」「区域」「構成員」「規約」の4項目が認可の要件となります。(地方自治法第260条の2第2項各号)

なお、認可の後にこれらの要件を満たさなくなった場合は、認可の取消となります。

A 目的

良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な共同活動(※)を行うことを活動の目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

※「良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な共同活動」とは、自治会等が実際に行っている活動を総称するもので、特段これまでと異なった活動をするものではありません。

例：清掃・美化活動、防災・防犯活動、集会所の管理運営、親睦行事等

B 区域

団体の区域が安定的であり、客観的に明確であること。

自治会等の構成員のみならず、町内のその他の住民にとっても容易にその区域が認識できること。

① 当該地縁による団体が相当の期間(※)にわたって存続している区域の状況によらなければなりません。

※「相当の期間」とは、一般的には、認可申請を行う団体が、その区域において安定的に存在していると認められる期間をいい、具体的には、2年以上とします。従って、新設の団体は、その存続が2年に満たないものであれば、認可の対象とはなりません。

C 構成員

その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となる資格があり、実際にその相当数の者が構成員となっていること。

- ① 構成員は、「区域に住所を有する個人」で、区域に住所を有すること以外には、年齢、国籍等の条件は付けられません。
- ② 区域外に住所を有する個人は、構成員とすることはできません。
- ③ 構成員は、区域内に住所を有する「個人」に限られますが、区域内に住所を有する法人等の団体を、その自治会等の意思決定に参加することのできない賛助会員等とすることができます。
- ④ 構成員を「世帯」とすることは認められません。
- ⑤ 「その相当数の者が構成員となっていること」について、「相当数」とは、その区域の全住民の概ね過半数をいいます。ただし、実際には、3分の2以上を確保すること目標にしてください。

D 規 約

次に掲げる8つの事項が定められている規約が必要です。それ以外の事項が記載されていても構いません。また、規約の名称は、「規約」「会則」「規程」等、特に制限はありません。

① 目 的

「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨を記載するもので、特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。

② 名 称

団体の正式名称を記載。特に制限はありませんが、既存の法人と誤認される恐れのある名称は、使用しないでください。

③ 区 域

住民にとって容易に特定できることが必要で、区域の表示は、大字および地番または住居表示により表示されることが考えられます。

④ 主たる事務所の所在地

団体の事務所の所在地は、1箇所に限ります。規約には、地番による明記のほか、「代表者の自宅に置く」、「〇〇集会所に置く」と明記しても構いません。

⑤ 構成員の資格に関する事項

区域に住所を有するすべての個人が地縁による団体の構成員となり得ること、その地縁による団体は、正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを定めておかななくてはなりません。

構成員の資格に関する事項として、少なくとも他に加入および脱退に係る手続き事項を定めてください。

⑥ 代表者に関する事項

少なくとも代表者の選出方法、任期及び権限を定めてください。

地方自治法第260条の5から第260条の10まで、代表者に関する規定が定められています。

⑦ 会議に関する事項

通常総会、臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項を明記する必要があります。また、役員を選出方法、事業計画、会費徴収、予算決算、規約の改正等についても規定したほうが望ましいです。

表決権については、特に注意する必要があります。原則的に、表決権は平等（会員個人で一票）である必要があります。しかし、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが、沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的である場合には、表決権を世帯単位に平等なもの（世帯単位で一票）としても良いとされています。ただし、規約の変更、財産の処分などの重要事項については、原則構成員個人で一票の表決権となります。

地方自治法第260条の13から第260条の19まで、会議に関する規定が定められています。

⑧ 資産に関する事項

固定資産、流動資産を問わず、すべての資産の構成等を定めておく必要がありますので、財産目録を作成してください。

なお、規約には、「(例) 本会の資産は、別に定める財産目録に記載された資産をもって構成する。」とすることも可能です。

2 地縁団体の認可までの手続きの流れ

1 自治会等内での話し合い

- ①法人化に向けての協議
- ②保有(予定)資産の確認

2 申請の相談・事前準備

- ①規約(案)の作成
- ②区域の確認
- ③構成員名簿の作成
- ④代表者の選任準備

総会前に事前に確認しますので、規約(案)・区域・構成員名簿を
くらし安全協働課にお持ちください。



3 総会の開催

- 【提出書類】
- ①認可申請について
 - ②新規約について
 - ③構成員の確定について
 - ④代表者の決定について
 - ⑤保有資産の確定について

従前の規約に基づき
招集・開催・決議
を行ってください。



4 認可申請書類の作成および提出

- 【提出書類】
- ①認可申請書
 - ②規約
 - ③設立総会の議事録の写し
 - ④構成員名簿
 - ⑤地域的な共同活動を行っていることを記載した書類(総会資料)
 - ⑥代表者承諾書
 - ⑦代理人の有無
 - ⑧代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者選任の有無
 - ⑨区域図

5 くらし安全協働課にて申請書類の受理・確認

6 町長による認可・告示 (認可地縁団体の成立)

7 各種届出 (団体の印鑑登録、証明書の申請、不動産登記・税関係手続き など)

3 認可申請に必要な書類

団体の代表者は、(1)～(9)の書類により申請をしてください。

(1) 認可申請書 (様式 30ページ)

(2) 規約 (31ページ 作成例を参照)

(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 (総会議事録)

(42ページ 作成例を参照)

以下の議題について審議・承認され、議長1名、議事録署名人2名の署名のある総会議事録(写しで可)

※規約で「署名捺印が必要」と規定している場合は、署名と押印の両方が必要です。

①認可地縁団体認可申請について ②新規約について

③構成員の確定について ④代表者の決定について

⑤保有資産の確定(保有資産がある場合)

(4) 構成員名簿 (44ページ 作成例を参照)

設立時の構成員全員の氏名、住所が記載された名簿(氏名と住所の記載があれば、既存の名簿でも可)

(5) 地域的な共同活動を行っていることを記載した書類

自治会等の事業報告書や決算書、事業計画書や予算書等、具体的な活動及び収支がわかる書類として過去2年分の総会資料。

(6) 代表者の就任承諾書 (様式 45ページ)

申請書に記載の代表者が署名してください。

(7) 代理人の有無 (様式 46ページ・説明は同様式を参照)

(8) 代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者選任の有無

(様式 47ページ・説明は同様式を参照)

(9) 区域図

区域図として、住宅地図等に境界線を記入し、地縁団体の区域を明確にした図面。

認可申請関係に必要な書類については、
29ページ以降の「各種様式等の作成例」を参考にしてください。



4 認可・告知

申請書類に基づき審査し、町長による認可（概ね1か月程度かかります）をもって自治会等は権利能力を有し、法人格を得ることとなります。

また、町長は認可したことを告示することになっており、その告示により法人となったこと及び告示事項をもって第三者に対し対抗できるようになります。

町の認可終了後、認可のお知らせを申請者に対し通知します。

【告示事項の内容】

- ① 名称
- ② 規約で定める目的
- ③ 区域
- ④ 事務所の所在地
- ⑤ 代表者の氏名・住所
- ⑥ 代理人の有無
- ⑦ 裁判所による職務執行の停止の有無及び職務代行者選任の有無
- ⑧ 規約に解散の事由を定めている場合はその事由
- ⑨ 認可年月日

5 不認可の決定に対する異議申立て

不認可の処分に対して不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。

この異議申立ての詳細については、お問い合わせください。



Ⅲ 認可後の地縁団体

1 認可地縁団体の性質

認可を受けた地縁による団体は、法的な位置付けが変わり、権利能力や義務を有することになりますが、従来の自治会等の活動等はまったく変わりません。したがって、認可を受けた自治会等と町との関係などについても基本的に変わりません。

町は認可地縁団体に対して、アドバイスを行うことはできますが、指導や命令、仲裁、監督等の権限を有しません。住民相互の責任において、自主・自立した活動が必要となります。

権 利	<p>■ 団体名義での資産登記</p> <p>不動産をはじめとする資産の登記が可能となります。 これにより、「代表者の個人名義」や「住民複数人名義」での登記に起因するトラブルを防止することができます。 ただし、登記には費用(登録免許税、司法書士に依頼した場合の報酬等)がかかります。</p>
	<p>■ 団体名義での法律行為</p> <p>法人格の取得により、目的(地域的な協働活動)の範囲内において、団体名義で契約をはじめとする法律行為の主体となることができます。</p>
義 務	<p>■ 地方自治法の規定による運営・取扱い</p> <p>認可地縁団体の運営・取扱いについては、地方自治法で定められています。</p>
	<p>■ 税関係の手続きと納税義務</p> <ul style="list-style-type: none">・認可後に県税事務所、町税務住民課に法人の設立届の提出が必要となります。・法人としての納税義務が発生します。ただし、収益事業を行わない場合は、登録免許税を除き、減免となる場合があります。
	<p>■ 変更手続き</p> <p>代表者や主たる事務所の所在地が変わったときなど、告示されている内容に変更があった場合は、町くらし安全協働課へ届出が必要となります。</p>

2 地方自治法の規定による運営・取扱い

(1) 団体の独立性 【地方自治法第260条の2第6項】

認可により行政機関の一部となることや、町の監督下に置かれることはありません。

(2) 構成員について 【地方自治法第260条の2第7項～8項】

正当な理由（その者が加入することで団体の目的・活動が著しく阻害される等）がない限り、住民の加入を拒むことはできません。

また、構成員に対する不当な差別扱いも禁止されています。

(3) 政治的中立 【地方自治法第260条の2第9項】

認可地縁団体を特定政党のために利用することは禁止されています。

(4) 代表者の行為についての損害賠償責任

【地方自治法第260条の2第15項】

認可地縁団体は、代表者が職務を行う上で他人に損害を与えてしまった場合、賠償する責任を負います。

(5) 規約の改正 【地方自治法第260条の3】

規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに変更することができます。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

また、規約の変更は、町長の認可を受けなければその効力を生じません。

(6) 財産目録の作成 【法第260条の4】

認可申請時と年度終了時に財産目録を作成し、事務所に備え置いてください。

なお、認可申請時以外は、町への報告・提出は不要です。

(7) 代表者について 【地方自治法第260条の5～法第260条の10】

- ▶ 地縁団体には、1人の代表者を置かなければなりません。
- ▶ 代表者は団体のすべての事務について代表権を有します。ただし、規約・総会の決議に反することはできません。
- ▶ 団体と代表者の利害が相反する場合は、代表権を有しません。

(8) 構成員名簿の更新 【法第260条の4第2項】

構成員名簿を事務所に備え置いてください。

また、変更がある場合は更新しなければなりません。
なお、認可申請時以外は、町への報告・提出は不要です。

(9) 総会について【地方自治法第260条の13～法第260条の19の2】

- ▶ 1回以上の通常総会と、一定数の構成員から請求があった場合には臨時総会を開催しなければなりません。
- ▶ 総会の開催の遅くとも5日前までに、会議の目的を示して周知しなければなりません。
- ▶ 規約で代表者や役員に委任したものを除き、団体の事務には全て総会の決議が必要となります。
- ▶ 構成員の表決権は平等とします。
- ▶ 団体と特定の構成員との関係を議決する場合には、その構成員は表決権を有しません。

総会の開催省略について

総会を書面や電磁的方法（オンライン会議等）により
決議をする場合



地方自治法が一部改正され、令和4年8月20日から、認可地縁団体において、「構成員全員の承諾があるとき」又は「決議事項について全員の合意があるとき」には、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことが可能になりました。

【地方自治法第260条の19の2】



書面又は電磁的方法による決議については、2つの方法があります。
(書面決議をする回数と可決に必要な賛成数が異なります)

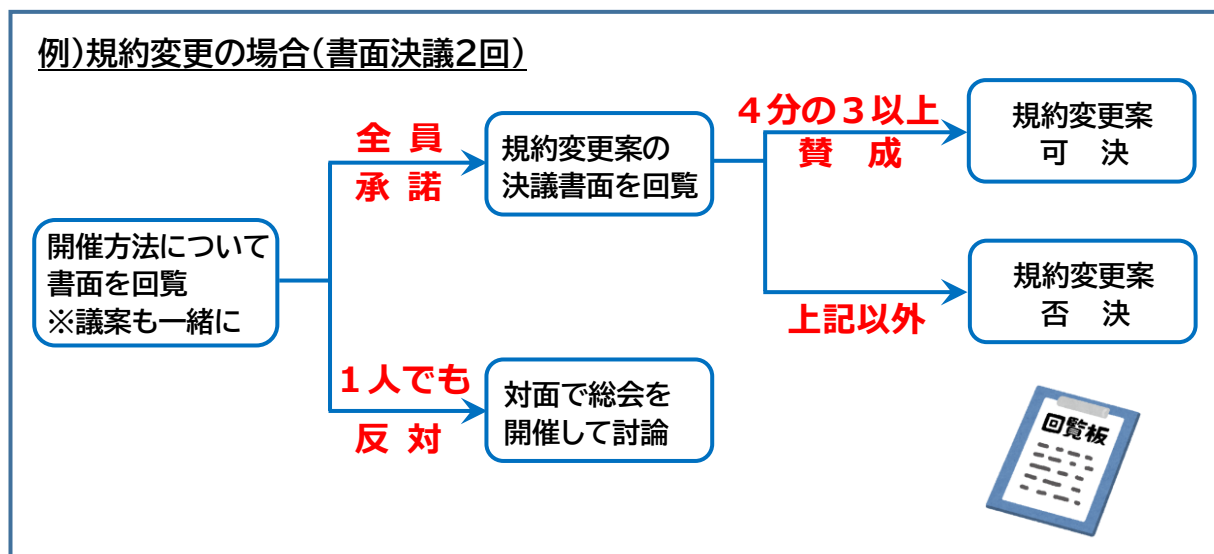
※電磁的方法とは、電子メール、Webサイト、アプリケーションなどを利用した方法や、磁気ディスク(CDやDVDなど)等に記録して配布する方法などが考えられます。

方法1 事前に書面決議をすることの可否を問う方法（書面決議2回）

1. 議案と共に構成員に書面決議することについて、書面を回覧・配布などにより可否を問います。

※議案に関する可否ではないため、「書面決議をすることについて」が分かるように通知することが好ましいです。

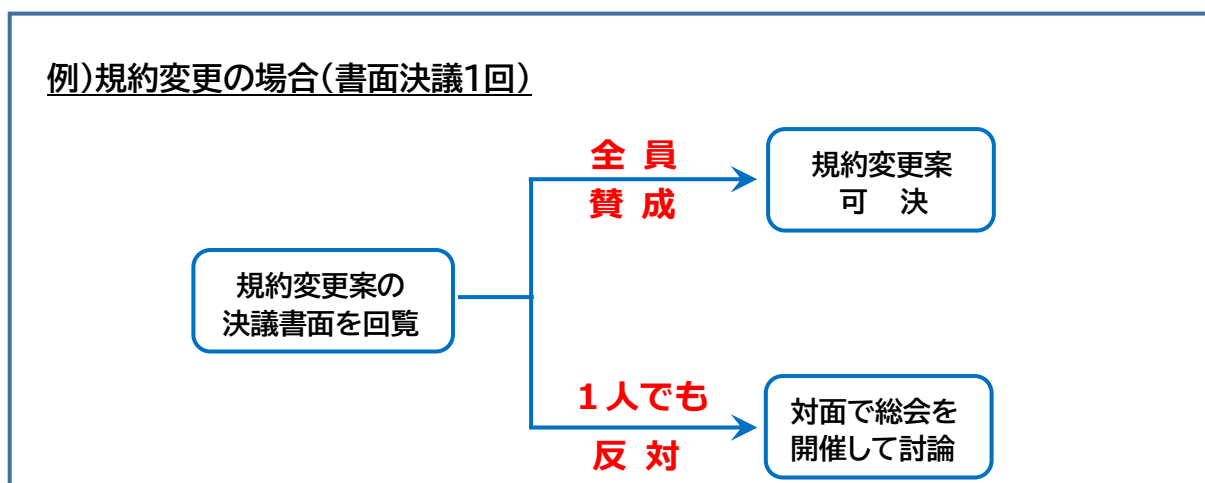
2. 構成員全員が承諾した場合は、議案について書面決議することが可能となります。
 ※ 1人でも反対する方がいる場合は、書面決議することができないため、総会を開催して検討する必要があります。
3. 書面又は電磁的方法で、構成員に議案についての賛否を確認し、賛成数が規約で定めた「決議に要する構成員の数」に達すれば可決、達しなければ否決となります。
4. 後日、回覧などで結果を会員にお知らせします。



方法2

事前に書面決議をすることの可否を問わない方法 (書面決議1回)

1. 書面又は電磁的方法で、構成員に議案についての賛否を確認します。
2. 構成員全員が賛成した場合は、議案について可決となります。
 ※ 議案に要する構成員の数ではありません。
 ※ 1人でも反対する方がいる場合は、総会を開催して検討する必要があります。



3 税関係の手続き

法人の設立届

認可を受けた地縁団体は、税関係の手続きを行う必要があります。手続きは、収益事業を行う場合と行わない場合によって異なります。手続きの詳細や必要なもの等については、それぞれ下記までお問い合わせください。

手続き先・問い合わせ先	収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
成田税務署 〒286-8501 成田市加良部 1-15 電話:0476-28-5151(代表)		・法人設立の届出 ・収益事業開始の届出
佐倉県税事務所 事業税間税課 〒285-8503 佐倉市鏑木仲田町 8-1 印旛合同庁舎 1 階 電話:043-483-1114	・法人の設立の届出 ・不動産取得税の申告 (不動産登記後に)	・法人の設立の届出 ・不動産取得税の申告 (不動産登記後に)
酒々井町 税務住民課 〒285-8510 酒々井町中央台4-11 中央庁舎 1 階 電話:043-496-1172	・法人の設立の届出	・法人の設立の届出

認可地縁団体への課税

認可地縁団体には、以下の税金が課税されますので、減免申請手続きを行う必要があります。

詳細については、それぞれの関係機関にお問い合わせください。

町税

- ① 法人町民税 (町税務住民課)
- ② 固定資産税 (町税務住民課)

※ 減免申請の手続には、認可地縁団体の証明書 (町発行) が必要です。

■ 県税

- ① 法人県民税（佐倉県税事務所 事業税間税課）
 - ② 法人事業税（佐倉県税事務所 事業税間税課）
 - ③ 不動産取得税（佐倉県税事務所 不動産取得税課）
- ※ 減免申請の手続きには、認可地縁団体の証明書（町発行）が必要です。
- ※ ②は収益事業を行わない場合、課税されません。

■ 国税

- ① 法人税（成田税務署）
 - ※ 収益事業を行わない場合は、課税されません。
- ② 登録免許税（法務局）
 - ※ 登記の際に課税されます。

税の種類		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
町 税	法人町民税	均等割のみ課税 【減免措置あり】	均等割・法人税割
	固定資産税	課 税 【減免措置あり】	課 税
県 税	法人県民税	均等割のみ課税 【減免措置あり】	均等割・法人税割
	法人事業税	非課税	課 税
	不動産取得税	課税 【減免措置あり】	課 税
国 税	法人税	非課税	課 税
	登録免許税	課 税	課 税

4 認可地縁団体の印鑑登録について

印鑑登録は、不動産の登記等の申請時に認可地縁団体の印鑑を公に立証するための制度で、くらし安全協働課において団体の印鑑登録ができます。

登録できる印鑑は、1 団体につき 1 個です。

■ 団体名義の印鑑登録申請手続き

- 《 申請者 》
- ① 認可地縁団体の代表者
 - ② 裁判所の選任する職務代行者
 - ③ 地方自治法の規定による仮代表者、特別代理人、清算人

- 《 必要書類等 》
- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書（窓口で記入）
… 48 ページ参照
 - ② 地縁団体として登録する印鑑（団体印）
 - ③ 代表者個人の登録印（代表者の実印）
 - ④ 代表者個人の印鑑登録証
 - ⑤ 代表者個人の本人確認ができるもの
（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ※ 代理人による申請の場合は次のものがが必要です。
- ・ 委任状（申請者[代表者等]の署名、押印のあるもの）
… 50 ページ参照
 - ・ 代理人の本人確認ができるもの（運転免許証など）

< 印鑑登録できない印鑑 >

- ・ 認可地縁団体の名称を表していないもの
- ・ ゴム印その他の印鑑でその形態が変形しやすいもの
- ・ 印影の大きさが、1 辺の長さ 10 mm の正方形より小さいもの
- ・ 印影の大きさが、1 辺の長さ 30 mm の正方形より大きいもの
- ・ 印影を鮮明に表しにくいもの
- ・ その他、認可地縁団体印鑑として適当でないと町長が認めたもの

■ 印鑑登録の廃止申請手続き

登録を廃止する場合や登録した印鑑を紛失した場合は登録廃止の申請を行ってください。

《 受付窓口 》 ぐらし安全協働課

《 必要書類等 》

- ・ 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（窓口で記入）
- ・ （廃止の場合）登録した団体の印鑑
- ・ （紛失の場合）代表者個人の実印

5 各種証明書の発行について

認可地縁団体に係る各種証明書が必要な場合は、ぐらし安全協働課に申請してください。

なお、各証明書は決裁や審査の都合上、数日かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■ 印鑑登録証明書

《 手数料 》 300円

《 必要書類等 》 ① 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（窓口で記入）
…49ページ参照

② 登録した団体の印鑑

③ 申請者の本人確認ができるもの

※ 代理人による申請の場合は次のものがが必要です。

- ・ 委任状（申請者[代表者]の署名、押印のあるもの）
- ・ 代理人の本人確認ができるもの（運転免許証など）

《 申請者 》 代表者または代理人(※)

※代理人とは、酒々井町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例第12条の規定により町が代理人の氏名及び住所を告示した方に限ります。

■ 認可地縁団体の告示事項証明書

認可地縁団体は、町長の告示に基づいて認可された法人であることを証明する証明書の交付を受けることができます。

《 必要書類 》 告示事項証明書交付請求書（窓口で記入） …51ページ参照

《 申請者 》 どなたでも請求することができます。

6 不動産登記について

不動産を新しく登記する場合や団体名義に移転する場合には、法務局（千葉地方法務局 佐倉支局）での手続きが必要です。

登記に際しては、町が発行する「告示事項証明書」「印鑑登録証明書」のほか、法務局が定める必要書類の提出が必要です。

詳細については、法務局にご確認ください。

■ 千葉地方法務局 佐倉支局

〒285-0811 佐倉市表町 1-20-11 電話：043-484-1222（代表）

7 告示事項（代表者・事務所等）の変更手続き

認可地縁団体は、代表者や事務所の所在地をはじめとする「告示事項（※）」の内容に変更が生じた場合、町に届出を行わなければなりません。

なお、変更事項は、町の告示により対外的に有効となります。

※【告示事項】

- ① 名称
- ② 規約で定める目的
- ③ 区域
- ④ 事務所の所在地
- ⑤ 代表者の氏名・住所
- ⑥ 代理人の有無
- ⑦ 裁判所による職務執行の停止の有無及び職務代行者選任の有無
- ⑧ 規約に解散の事由を定めている場合はその事由
- ⑨ 認可年月日

告示事項変更手続きの流れ

1 総会の開催

各認可地縁団体の規約の定めるところにより総会を開催し、代表者等の変更についての決議を行ってください。

2 告示事項変更届出書の提出

くらし安全協働課に以下の書類を提出してください。

【提出書類】

- ① 告示事項変更届出書…52ページ参照
- ② 総会資料
- ③ 代表者の就任承諾書（代表者を変更した場合のみ）
- ④ 総会の議事録
※変更内容について議決されたことがわかるもので、議長及び規約に定める数の議事録署名人の署名があること。
（規約で「署名捺印が必要」と規定している場合は、署名と捺印の両方が必要です。）

3 告示事項変更の告示

くらし安全協働課にて告示事項変更届の告示手続きを行った後、告示事項の変更手続きが完了した旨をお知らせします。

8 規約の変更手続き

規約の内容を変更する場合には、事前にくらし安全協働課にご相談のうえ、総会で決議を得て、町の認可を受けてください。

なお、規約の内容のうち、「団体の名称」「事務所の所在地」「区域」「規約に定める目的」を変更した場合は、告示事項変更手続きを一緒に行ってください。

※運営細則等の変更の場合は、認可申請書の提出は不要です。

規約変更手続きの流れ

1 事前相談

規約の変更を行う場合は、変更する内容について事前に
くらし安全協働課にご相談ください。

2 総会の開催

各認可地縁団体の規約の定めるところにより総会を開催し、
規約の変更についての決議を行ってください。なお、変更前の定め
(総構成員 4 分の 3 以上の賛成※) による議決が必要です。
※規約で別段の定めをしている場合は当該定めによる

3 規約変更許可申請書の提出

くらし安全協働課に以下の書類を提出してください。

【提出書類】

- ① 規約変更認可申請書… 5 3 ページ参照
- ② 新規約 (案)
- ③ 規約変更の内容及び理由を記載した書類 (総会資料)
- ④ 総会の議事録

※変更内容について議決されたことがわかるもので、議長
及び規約に定める数の議事録署名人の署名があること。
また、規約を変更する場合は、総構成員 4 分の 3 以上の賛成
により議決されてことがわかるように議事録を作成してく
ださい。

(規約で「署名捺印が必要」と規定している場合は、署名と捺印の両方が
必要です。)



規約の内容のうち、「団体の名称」「事務所の所在地」「区域」
「規約に定める目的」を変更した場合は、告示事項変更手
続きを一緒に行ってください。

4 規約変更の認可

くらし安全協働課にて規約変更の内容を審査し、認可後に決定
通知書を送付します。

9 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

認可地縁団体が所有する多数の共有名義の不動産において、その登記名義人が既に故人となっていて相続人の確定が困難なために所有権の移転登記に支障をきたしていました。

この問題を解決するため、平成 27 年 4 月 1 日より地方自治法が改正され、一定の要件を満たした認可地縁団体の所有する不動産については、市区町村長が一定期間「認可地縁団体で申請不動産を登記する」ことを公告し、異議がなければ、認可地縁団体が単独で登記の申請を行うことができるようになりました。

= 申請の要件 =

次の 4 つの要件を全て満たした場合に限り、公告の申請を行うことができます。

- ① 申請する不動産を当該認可地縁団体が所有していること
- ② 申請する不動産を認可地縁団体が 10 年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること
- ③ 申請する不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人のすべてが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であること
- ④ 不動産の登記関係者（表題部所有者・所有権の登記名義人・これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと

= 手続きの流れ =

1 事前準備

- ▶ 書類の作成等をくらし安全協働課と打合せ
- ▶ 認可地縁団体名義にする不動産所有者の把握
- ▶ 所在が判明している登記関係者から認可地縁団体名義への変更（特例適用申請）の同意取得等

2 総会の開催

- ▶ 特例適用を申請することの議決
- ▶ 申請する不動産の所有に至った経緯について議決

3 申請

【提出書類】

- ① 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書…54ページ参照
- ② 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- ③ 特例適用申請を行うことについて総会で議決したことを証する書類（総会資料及び議事録）
- ④ 申請者が代表者であることを証する書類
- ⑤ 特例を受けるための一定要件を満たしていることを疎明するに足りる資料

4 審査

申請の要件、提出書類の内容等を町で審査します。

5 公告

公告申請を相当と認めた場合には、当該申請内容について異議のある者が町に対し異議を述べる旨を公告（3か月以上）します。

【公告事項】

- ・ 認可地縁団体の名称、区域、主たる事務所
- ・ 申請不動産に関する事項
- ・ 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることに異議を述べることができる者の範囲
- ・ 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

6 情報提供

- ▶ 異議がなかった場合は、町長が「公告をしたこと」、「登記関係者等が公告の期間内に異議を述べなかったこと」を証する情報を書面で認可地縁団体に通知します。
- ▶ 公告の期間内に異議があった場合は、町長は、異議を述べた登記関係者等の氏名や住所、異議を述べた理由等を認可地縁団体に通知し、特例適用が中止となります。

7 登記

異議がなかった通知を受けた認可地縁団体は、この通知と登記必要書類を法務局に提出し、所有権の保存の登記を申請することができるとともに単独で所有権の移転登記を行うことができます。

申請時の提出書類

- (1) 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
… 54ページ参照
- (2) 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（申請不動産）の登記事項証明書
… 千葉地方法務局佐倉支局にて発行
- (3) 特例適用申請を行うことについて総会で議決したことを証する書類（総会資料及び議事録）
… 総会で、特例制度の申請について議決を得た総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名と押印があるもの。
- (4) 申請者が代表者であることを証する書類
… 認可地縁団体の代表者としての届出がすでに済んでいる場合は、町で確認書類を保存しているので提出不要です。
- (5) 特例を受けるための一定要件を満たしていることを疎明するに足りる資料
… 疎明資料①～④

■ 疎明資料

- ① 申請する不動産を当該認可地縁団体が所有していること
- ② 申請不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること

- ▶ 申請不動産を所有又は占有している事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等（申請時点及びその10年以上前の時点における資料）
- ▶ 次の書類のうち用意できるもの（申請時点及びその10年以上前の時点における資料）
 - ・ 公共料金の支払領収書
 - ・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
 - ・ 旧土地台帳の写し
 - ・ 固定資産税の納税証明書
 - ・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書 等
- ▶ 上記の書類が入手困難な場合は、入手困難であることの理由書と次の書類のうち用意できるもの
 - ・ 申請不動産の隣地の所有権の登記名義人の証言（認可地縁団体が申請不動産を実質的に所有・占有している旨の証言）を記載した書類

- ・ 申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書類
- ・ 認可地縁団体による申請不動産の実質的な所有・占有がわかる写真

■ 疎明資料

③ 申請する不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人のすべてが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であること

- ▶ 申請不動産表題部の所有者又は所有権の登記名義人全員と認可地縁団体の構成員名簿との突合を行った書類（構成員名簿に記載がない者については、その理由を付記する。）
- ▶ 申請不動産が墓地である場合は、墓地の使用者名簿
- ▶ 上記2点の書類の入手が困難な場合は、入手困難であること理由書と次の書類
 - ・ 申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言（申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人全員が認可地縁団体の構成員又はかつての構成員であったこと）を記載した書類

■ 疎明資料

④ 不動産の登記関係者（表題部所有者・所有権の登記名義人・これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと

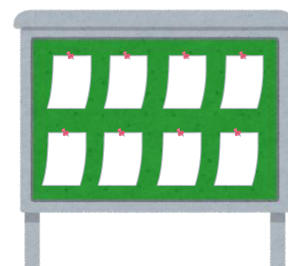
- ▶ 次のいずれかの書類
 - ・ 登記記録上の住所の属する市区町村長が登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書類（不在住証明書）
 - ・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書類
 - ・ 申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言（登記関係者の現在の所在を知らない証言）を記載した書類

※登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料が添付できれば当該要件④を満たすこととなります。この場合、所在が判明している登記関係者には、特例制度を行うことについて、事前に同意を得ておくことが望ましいです。

公告

町長は、下記の事項を町の掲示場に掲示して公告します。公告の期間（異議を述べることができる期間）は、3か月を下回らない期間です。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の区域
- (3) 認可地縁団体の主たる事務所
- (4) 公告申請の様式に記載された申請不動産に関する事項
- (5) 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べる
ことができる者の範囲
 - ① 申請不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人又はそれらの相続人）
 - ② 申請不動産の所有権を有することを疎明する者
- (6) 異議を述べる期間及び方法に関する事項



公告に対して異議を述べる者が現れなかった場合の手続き

公告をした結果、当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることに異議を述べる者が現れなかった場合には、町は関係者の承諾があったものとみなし、認可地縁団体に公告をしたこと及び登記関係者が当該期間内に異議を述べなかったことを証する情報を提供します。

公告に対して異議を述べる者が現れた場合の手続き

不動産の登記関係者（表題部所有者、所有者の登記名義人、これらの相続人）や不動産の所有権を有することを疎明する者が異議を述べた場合は、公告による手続きは中止となります。

町は、認可地縁団体に異議を述べた登記関係者等の氏名や住所、異議を述べた理由等を通知しますので、認可地縁団体は異議を述べた当該者との協議等を行うことが可能となります。

IV 認可の取り消しと解散

1 認可の取り消し

認可地縁団体が、次のいずれかに該当する場合、町長は認可を取り消すことがあります。

- ① 認可を受けた団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ② 認可を受けた団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③ 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ④ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ⑤ 地縁団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

2 認可地縁団体の解散

認可地縁団体が次のいずれかに該当するとき、解散することになります。

- ① 規約で定めた解散事由が発生したとき
- ② 破産手続開始の決定
※その債務をその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者もしくは債権者の申し立てにより、または職権で破産手続きの開始の決定をします。
- ③ 認可の取り消し
- ④ 総会で解散の決議があった場合
※規約に特別の定めがある場合を除いて、構成員総数の4分の3以上の同意で解散となります。
- ⑤ 構成員が欠乏し相当数に満たなくなった場合
- ⑥ 合併したとき（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る）

解散は、認可地縁団体解散届出書に解散を総会で議決したことを証する書類を添えて、町に提出しなければなりません。（合併による場合は除く）

以降は、④総会で解散の決議があった場合について解説します。それ以外の場合については、個別にご相談ください。

(1) 総会による解散の決議

認可地縁団体の解散には、まず総会での解散の決議が必要になり、規約に特別の定めがある場合を除いて、構成員総数の4分の3以上の同意を得る必要があります。この総会では次の事項について話し合う必要があります。

- ① 解散することについての決議
- ② 清算手続きについての決議
 - ▶ 清算人の確認（もしくは選任）
※基本的には代表者が清算人となります。ただし、規約に特別の定めがある場合や、総会において別途代表者以外の者を選任する場合はその限りではありません。
 - ▶ 公告の手続き
- ③ 残余財産の帰属先の確認（残余財産があると見込まれる場合のみ）
※基本的には、残余財産は規約で指定した者に帰属となります。
ただし、規約で指定がない場合や、その指定方法の定めがない場合は、総会の決議と町長の認可を経て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができます。これらの手続きで処分されない財産は、町に帰属することになります。
- ④ 任意団体としての設立に関する決議（別の総会でもよい）
 - ▶ 代表者（会長）、役員選出 ※任意団体として活動を継続する場合
 - ▶ 規約の制定
 - ▶ 事業計画案、予算案など

(2) 解散告示

総会での解散の決議後、町に「認可地縁団体解散届出書」を提出し解散届出の手続きを行います。

この届出を受けて、町長は解散の告示を行います。この告示の手続きが終わると、清算人が記載された認可地縁団体の告示事項証明書の発行が可能となります。

告示事項は、次のとおりです。（破産及び合併による場合を除く）

- | | | | |
|--------|-------------|---------|----------|
| 【告示事項】 | ① 名称 | ② 区域 | ③ 主たる事務所 |
| | ④ 清算人氏名及び住所 | ⑤ 解散の事由 | ⑥ 解散年月日 |

(3) 解散の公告及び債権者への債権申出の催促

清算人は、清算人就任後遅滞なく、解散公告を行い、債権者への債権申出の催促を行わなければなりません。

なお、公告の方法は官報への掲載によって行うことが義務付けられています。

法定公告のため、官報の掲載文面は決まっています。掲載依頼や掲載料などの詳細は、以下にお問い合わせください。

《 千葉県官報販売所 》

〒260-0013 千葉市中央区中央4-9-8

電話：043-222-7635 FAX：043-222-6045

この官報による公告は、たとえ債権者がいないと推察される場合であっても、団体が把握できていない債権者がいる可能性もあるため、必ず行わなければなりません。

また、すでに把握している債権者がいる場合には、この官報による公告とは別に、個別に債権者に対して催促しなければなりません。これらは地方自治法による法定手続きで、省略できません。

(4) 団体の閉鎖（清算）の手続き

解散から団体の閉鎖までは清算期間と呼ばれ、少なくとも解散の公告（官報掲載）から2か月以上が必要です。この2か月間は債権申出期間を兼ねており、地方自治法による法定期間のため短縮できません。

清算人は、この期間中に団体が行っていた現務の決了、債権の取り立てと債務の弁済、残余財産の引き渡しを行い、最終年度の決算書を作成します。

(5) 総会での報告

清算期間満了後、清算手続きに関する事務が完了した後、再度総会を開催します。

決算書をもとに団体の財産や負債の処分結果を報告し、承認を得て清算終了となります。

なお、認可地縁団体は、解散しても清算の目的の範囲内において、清算手続きが完了するまで存在するものとしてみなされます。

(6) 清算終了の届出

総会での清算終了後、清算人は「認可地縁団体清算終了届出書」の届出を行います。

この届出により町は清算終了を告示します。これにより、認可地縁団体の解散手続きが完了します。

V 各種様式等の作成例

1 認可申請時の各種様式等の作成例

(1) 認可申請書記入例

	令和 年 月 日
(あて先) 酒々井町長	申請書を提出する年月日
認可を受けようとする地縁による団体の 名称及び主たる事務所の所在地	
団体規約に記載の 名称・事務所の所在地	名 称 所在地
	代表者の氏名及び住所
	氏 名
	住 所
認 可 申 請 書	
地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。	
(別添書類)	
1 規約	
2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類	
3 構成員の名簿	
4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類	
5 申請者が代表者であることを証する書類	

(2) 規約作成例

規約例	注 釈
<p style="text-align: center;">〇〇〇自治会規約</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。</p> <p>(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡</p> <p>(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備</p> <p>(3) 集会施設の維持管理</p> <p>(4) 〇〇〇〇</p> <p>(5) 〇〇〇〇</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 本会は、〇〇〇会と称する。</p> <p>(区域)</p> <p>第3条 本会の区域は、酒々井町〇〇〇□□□番地□□号から□□□番地□□号までの区域とする。</p>	<p>規約の名称に制限はありません。 (例：「会則」、「規則」等)</p> <p>①「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。</p> <p>②スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。</p> <p>③この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。</p> <p>認可地縁団体の名称には、地方自治法上の制限はありません。通常使用している名称を用いることが一般的です。</p> <p>①「区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」とあることから、構成員のみならずその他の住民にとっても容易にその区域が認識できる必要があります。このため、町・字・地番により表示されることが望ましいです。 河川や道路等による区域の表示(例：酒々井町〇〇〇のうち△△△川の北の区域)も町内の他住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば可能です。</p> <p>②条文を「本会の区域は、〇〇〇の一部とし、別表1に定めるところによる。」とし、規約の末尾に別表を設けることも考えられます。</p> <p>③区域の設定方法として、構成員名簿に記載の地番を列記することが考えられますが、将来的に住居建築が可能な土地が明らかである場合などはその地番を含め、「〇〇番地□□から〇〇番地まで、〇〇番地から□□番地まで」といった幅をもたせた表記とすること</p>

<p>(主たる事務所) 第4条 本会の主たる事務所は、〇〇〇自治会館に置く。</p> <p>第2章 会員 (会員) 第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。</p> <p>(会費) 第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。 2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>(入会) 第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に</p>	<p>で、新たな地番を追加するための規約改正の手間を省くことができます。</p> <p>①「主たる事務所」とは、1つの団体につき1箇所設ける事務所のこと、この所在地が団体の住所となります。「〇〇〇集会所」とすることが一般的ですが、「酒々井町〇〇番地□□」と地番により定めることも考えられます。</p> <p>②集会施設等が存在しない場合は、「代表者の自宅に置く」とすることも可能です。</p> <p>①「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができる」ことを規約に定める必要があり、年齢・性別・国籍等の条件を会員の資格とすることはできません。また、構成員を「世帯」とすることも認められません。</p> <p>②区域内の法人や団体、区域外の者は構成員にはなれませんが、「本会の活動を賛助する法人、団体及び個人は、賛助会員となることができる」と規約に定めることは可能です。ただし、表決権等の団体の意思決定には関与できません。</p> <p>①会費は会員にとっても団体にとっても重要事項ですので、規約に金額も含めて定めるか、又は「総会において決すること」と規約で定める必要があります。ただし、規約で金額を定めた場合は、その変更の都度、規約変更の手続が必要となりますので、第36条に規定する総会の議決が必要となります。よって左記の規約例のように年1回の通常総会で年度ごとに定めることが適当と考えられます。</p> <p>②第2項の規定は、賛助会員を予定していなければ不要です。</p> <p>本条第2項における「正当な理由」とは、その者の加入により、当該団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると</p>
---	---

定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より別に定める退会届が区長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長(会計) ○人

(3) その他の役員 ○人

(4) 監事 ○人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、会長代理者及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

認められる場合等です。その者の加入を拒否することについて、社会通念上も地方自治法の規定の趣旨からも客観的に妥当と認められるもので実際の運営上は極めて例外的な場合に限られます。

①本人の退会の意思が確認できるものである必要があります。

②本人の退会の意思にいかなる制約も加えることはできません。

③長期の会費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規定は、厳格な要件を定め慎重な手続きの下に行うような扱いとすることが必要と考えられます。

①必ず会長を1人置く事が必要です。

②規約例第11条第2項の関連で、副会長を置くことが望まれます。

③その他の役員は、「会計」「書記」等、具体的な名称で定めても差し支えありません。

④監事は1人又は複数人置くことが適当です。

①役員を選任は、選挙・推薦・指名などの方法により総会において行うことが適当です。このほか、役員会で選出した後に総会で承認を得て選任することも考えられます。

②監事は会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。

①運営上の役員職務を理解してもらうためにも、具体的な職務の内容を明らかにしておくことが適当です。

②地方自治法の規定により、法律上団体の代表権は代表者(会長)1人に帰属しますの

3 副会長（又は「会計」）は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

（1） 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

（2） 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

（3） 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

（4） 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

（役員任期）

第12条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

（1） 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

（2） 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

（総会の種類）

第13条 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

（総会の構成）

第14条 総会は、会員をもって構成する。

で、会長が事故等により代表権を行使しえなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨規定しておくことが望まれます。

③監事の職務については、地方自治法に規定されているとおりに定める必要があります。

①法律上特に任期の定めはありませんが、著しく短期間では業務執行の一貫性確保上問題があり、他方、あまりにも長期にわたるものも種々の弊害が生じますので、短くても1年、長くても4～5年程度にするのが適当です。

②事務執行上支障が生じないよう本条第3項の定めを置くことが望まれます。

③役員解任の手続を定める場合は、選任の手続と同様に個別に総会の決議を要するものと定めるか、規約において具体的手続を定めることが適当です。

「認可地縁団体の代表者は少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければならない」とされ、また、「認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる」と規定されています。

法に「…毎年1回、構成員の通常総会を…」とあるように、会員が総会の構成員となります。

<p>(総会の権能)</p> <p>第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要なことを議決する。</p>	<p>総会は、認可地縁団体の最高意思決定機関として、規約において代表者や役員会に委任したもの以外のすべての事項について議決できることとなります。</p> <p>なお、総会で議決すべき重要事項として、規約に定める役員を選任、規約の改正、解散、残余財産の処分のほか、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定、決算の承認などがあげられます。</p>
<p>(総会の開催)</p> <p>第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。</p> <p>(3) 第11条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。</p> <p>3 総会において決議をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。</p> <p>4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。</p>	<p>①通常総会は、少なくとも毎年1回は開催する必要があります。また、年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があります。このため、事業報告及び決算を作成し承認を得るための通常総会を年度終了後3か月以内に開催しなければならないこととなります。</p> <p>②「5分の1」の定数を規約において増減することは可能ですが、会員の総会招集を求め権利を奪うことのないよう留意する必要があります。</p>
<p>(総会の招集)</p> <p>第17条 総会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求の日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日から5日前までに文書をもって通知しなければならない。</p>	<p>①総会の招集は、会長が行うこととなりますが、規約例第16条第2項第2号及び第3号による請求があった場合も適切な期間内に招集する必要があります。</p> <p>②招集の方法は、少なくとも5日前までに会議の目的を示し、規約に定める方法により通知を行う必要があります。また、規約に定められている事項を除きあらかじめ通知を行った事項についてのみ議決ができることとされています。</p>
<p>(総会の議長)</p> <p>第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。</p>	<p>①総会の議長は、会員の中から選出する必要があります。</p> <p>②会長は、会員の中から選任されていることから、「総会の議長は、会長がこれに当たる。」</p>

<p>(総会の定足数) 第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次条第2項各号に規定する議案を除く事項に関しては、世帯数の半数以上の出席があれば、開会することができる。</p> <p>(総会の議決) 第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(会員の表決権) 第21条 会員は、総会において各々1箇の表決権を有する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号を除き、表決権は世帯で1箇とする。</p> <p>(1) 規約の改正に関すること。 (2) 財産の処分に関すること。 (3) 解散に関すること。</p>	<p>と定めることも可能です。</p> <p>総会の定足数については、最高意思決定機関としての位置付けから、会員（世帯数）の2分の1以上の出席とするのが適切と考えられます。</p> <p>①議決数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含まず。</p> <p>②「この規約に定めるもののほか」とは、特定の事項について出席会員の3分の2（4分の3）以上の賛成を要することとするような定めをおくことです。</p> <p>③「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は、会員としての固有の表決権を行使するほかに、議長としての表決権も行使することができるという意味です。</p> <p>①会員の表決権は、「認可地縁団体の各構成員の表決権は平等とする」との規定により、各会員の表決権は平等として各々1箇の表決権を有することになります。未成年者（18歳未満）の表決権の行使については、民法第5条の規定により法定代理人（通常は親権者）の同意を得て行われることになります。</p> <p>②通常の自治会においては、世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきました。そうしたことを勘案し、規約例第2項の規定（重要事項以外は世帯の表決権を1票とすること）を設けることは可能です。ただし、各個人の表決権を奪うことはできないため、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使するという意味合いになります。世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合</p>
---	---

<p>(総会の書面表決等)</p> <p>第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)</p> <p>(3) 開催目的、審議事項及び議決事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>第5章 役員会</p> <p>(役員会の構成)</p> <p>第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。</p> <p>(役員会の権能)</p> <p>第25条 役員会は、この規約で別に定め</p>	<p>理的であると団体内で認められる事項に限られます。したがって、規約改正・財産処分・解散の議決を世帯で1票とする運用は、適当とは考えられません。</p> <p>電磁的方法とは、電子メールや専用ウェブサイト、アプリケーション等を利用した表決などで、出力して書面にすることが可能なものである必要があります。</p> <p>①会議が有効に成立し有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。</p> <p>②この議事録は、町に提出する認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等の手続きに必要となります。</p> <p>①役員会について地方自治法上の規定はありませんが、総会をたびたび開催することは困難であるため、役員会を構成し、実務上の執行に関する事項等は役員会で決定することが適当です。</p> <p>②監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。ただし、オブザーバーとして出席させることは構いません。</p> <p>地方自治法上に定めはありませんが、実務を行う役員会については記載するべきです。</p>
---	--

るもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

法人格を取得する主な目的が不動産等資産の保有であることから、規約上にすべての資産の構成を明らかにする必要があります。保有する具体的な動産、不動産及び金融資産をすべて規約上に掲げることもできますが、規約例第1号のとおり「別に定める財産目録記載の資産」として定めておくほうが簡便であると考えられます。

資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。

不動産等の重要な固定資産の処分には総会

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、酒々井町長の認可を受けなければ変更することはできない。

の議決を要することとする必要があります。原則として総会員の4分の3以上の同意が必要です。

資産の管理は会長が行うものですが、日常の出納業務は、役員として「会計」を設けた場合は、「会計」が出納その他の会計事務を行うこととなります。

①認可地縁団体の重要事項として、事業計画及び予算は総会の議決を経るとともに、事業報告及び決算は総会の承認を受ける必要があります。

②通常総会を会計年度終了後に行う自治会は、年度開始前に事業計画及び予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会開催までの間は予算がないことになるので、規約例第2項のように定めておくことが必要です。そうすることで、会長の判断により収入支出が可能となります。

年度終了後に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算も併せて総会で承認を得る必要があります。

会計年度の定め方は特に制限はありません。一般的には、4月1日から翌年3月31日までや、1月1日からその年の12月31日までとする例が多いと思われます。

①規約の変更は、原則として総会員の4分の3以上の同意を得る必要があります。「総会員の4分の3」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることは慎重であるべきです。

<p>(解散) 第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。</p> <p>(合併) 第38条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、酒々井町長の認可を受けなければ合併することはできない。</p> <p>(残余財産の処分) 第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。</p>	<p>②「規約の変更は、市町村長の認可を受けなければその効力を生じない」ため、総会での議決を得た後、町へ規約変更認可申請を行う必要があります。</p> <p>①認可地縁団体が解散することとなる法律上の事由として、破産（法第260条の20第2号）、認可の取消（第3号）、総会の決議（第4号）及び構成員の欠乏（第5号）があります。</p> <p>②総会の決議による場合は、原則として総会員の4分の3以上の承諾が必要となります。「総会員の4分の3」の定数を変更することは可能ですが、少数会員の意思により解散することを可能とする規定は適当でないことに留意する必要があります。</p> <p>①町内の認可地縁団体同士に限って合併が認められています。</p> <p>②総会議決数の4分の3については定数を変更することは可能ですが、解散の決議と同様、少数会員の意思によって合併することを可能とする規定は適当でないことに留意する必要があります。</p> <p>①残余財産の処分は、「解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する」ため、帰属権利者を指定することが適当と考えられます。認可地縁団体の目的から、残余財産を営利法人へ寄付することは適当でないとともに、会員への分配（構成員全員を帰属者に指定）についても、その地域で従前より共同使用し、ものによっては何世代にもわたって受け継いだものを解散時の構成員だけで分配することは適当でないと考えられます。</p> <p>②当初から解散時の具体的な処分先を明らかにしておくことは困難であり、解散後に新たな認可地縁団体が生じることが考えられることから、「本自治区と類似の目的を有する団体」とすることが適当です。</p>
---	---

<p>第8章 雑則 (備付け帳簿及び書類) 第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。</p> <p>(委任) 第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。</p> <p>附 則 この規約は、〇〇〇〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>附 則 1 この規約は、酒々井町長の認可の日(〇〇〇〇年〇月〇日)から施行する。 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇〇〇〇年〇月〇日までとする。</p>	<p>③残余財産の処分は、解散議決と同様に認可地縁団体の重要事項として、総会員の4分の3以上の議決を経ることとして規定しておくことが望ましいです。</p> <p>事務所に財産目録及び構成員名簿を備え付けておく必要があります。規約、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿についても、会員として当然に知り得るものとして備え付けておくことが適当です。</p> <p>委任することについて総会の議決を経る必要がありますが、個別事項の委任ごとに議決を経る必要はありません。</p> <p>事業年度開始日に町長の認可を合わせる場合</p> <p>事業年度の途中から町長の認可を得る場合</p>
---	--

(4) 財産目録の作成例

財 産 目 録

令和 年 月 日 現在

区 分	所在数量等	金額(評価額)	備 考
(資産の部)			
I 流動資産			
1. 現金預金			
(1) 現金			
現金手許有高			
(2) 当座預金			
〇〇銀行△△支店			
(3) 普通預金			
〇〇銀行××支店			
2. 未収会費			
〇〇年後会費 ×名			
II 固定資産			
1. 土地			
2. 建物			
資 産 合 計		A	
(負債の部)			
I 流動負債			
預り金			
II 固定負債			
長期借入金			
〇〇銀行〇〇支店			
負 債 合 計		B	
差引正味財産(A-B)			

- (注) 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること
 2 備考の欄には、使用目的、寄附者その他を記入すること

(5) 構成員名簿の作成例

構 成 員 名 簿

令和 年 月 日 現在

番号	氏 名	住 所
1	○ ○ ○ ○	酒々井町△△△○○番地○○号
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

(6) 承諾書（申請者が代表者であることを証する書類）の記入例

地縁による団体の代表者就任承諾書

地縁による団体の名称

〇〇〇自治会

地縁による団体の事務所の所在地

酒々井町〇〇〇丁目2番地3号

(認可申請の場合) 実際の申請書提出日

(代表者変更の場合) 新代表者の就任日(変更日)の日付を記入

令和 年 月 日

住 所 酒々井町

氏 名

(自署)

(7) 代理人の有無の様式

代理人の有無

地縁による団体の名称

代表者名

1 代理人の有無

(1) 有 代理人有りの場合

代理人 氏名

住所

(2) 無

「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。

該当のない団体は、「無」の番号に○印を記入してください。

【参考：地方自治法】

- ▶ 第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- ▶ 第260条の10 認可地縁団体と代表者の利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(8) 代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無の様式

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

代表者名

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(1) 有

(2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有 職務代行者選任有りの場合

職務代行者 氏名

住所

(2) 無

裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務執行代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申し立ての目的を達成するために行う処分です。

該当のない団体は、「無」に○印を記入してください。

2 印鑑登録に関する様式

(1) 印鑑登録申請書記入例

別記第1号様式（第2条）

認可地縁団体印鑑登録申請書			
		令和	年
		月	日
(あて先) 酒々井町長			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">登録しようとする認可地縁団体印鑑</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);">↑</div> </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; margin-top: 5px; font-size: small;">登録する団体の印鑑をお持ちください。</div>	認可地縁団体の名称	〇〇〇自治会	
認可地縁団体の主たる事務所の所在地	酒々井町〇〇〇丁目2番地3号		
(資格) 氏名	(代表者) 〇〇 〇〇 印	生年 月日	〇〇年〇月〇日
住所	酒々井町〇〇〇△△□□		
上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。		申請者の実印を押印します。「印鑑登録証」をお持ちください。	
申請者	1 本人		
	2 代理人	代理人の住所	
		代理人の氏名	
		委任状など(50ページ参照)	
注意事項 <ol style="list-style-type: none"> 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、<u>委任の旨を証する書面</u>が必要です。 2 登録をしようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。 3 「(資格) 氏名」欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。 4 「(資格) 氏名」欄の氏名の次には、当町において登録されている代表者等の個人の印鑑を押印してください。 5 「申請書」欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が代理人の場合は、住所及び氏名を記載の上、代理人の印を押印してください。 6 上記4を証する書類として、印鑑登録証明書1通を添付してください。 			

(2) 印鑑登録証明書交付申請書記入例

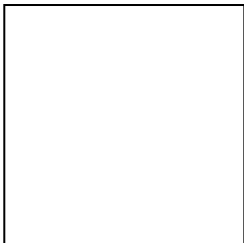
第3号様式 (第4条)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 酒々井町長

登録している団体の印鑑をお持ちください。

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称	〇〇〇自治会		
	認可地縁団体の主たる 事務所の所在地	酒々井町〇〇〇丁目2番地3号		
	(資格) 氏名	(代表者) 〇 〇 〇 〇	生年 月日	〇〇年 〇月 〇日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 _____ 枚の交付を申請します。

申請者 1 本人 住所
2 代理人 氏名

委任状など(50ページ参照)

注意事項

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 「(資格) 氏名」欄の () には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 「申請者」欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所及び氏名を記載の上、押印してください。

(3) 委任状作成例

委 任 状

委任を受けた者	住所		
	氏名	生年月日	年 月 日
委 任 事 項	1 認可地縁団体印鑑の登録の申請に関すること 2 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請に関すること 3 認可地縁団体印鑑の登録廃止に関すること		

私は、上記の者を代理人として所定の権限を委任します。

令和 年 月 日

委任する人

住 所 酒々井町

氏 名

印

(注意事項)

委任事項は、該当する事項の番号を○で囲んでください。

3 告示事項・規約変更に関する様式

(1) 告示事項証明書交付請求書記入例

告示事項証明書交付請求書	
令和 年 月 日	
(あて先) 酒々井町長	
請求者	
住 所	
氏 名	どなたでも請求することができます。
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の規定により、次の地縁団体の告示した事項に関する証明書の交付を請求します。	
1 地縁団体の名称	〇〇〇自治会
2 主たる事務所の所在地	酒々井町〇〇〇丁目2番地3号 (代表者の自宅)
3 証明書の通数	1 通
4 請求理由	金融機関口座更新手続きのため

(2) 告示事項変更届出書記入例

令和 年 月 日

(あて先) 酒々井町長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○○自治会

所在地 酒々井町○○○2丁目3番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○

住 所 酒々井町○○○△△△

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

代表者の住所氏名

変更前 住所 酒々井町○○○番地

氏名 ○○ ○○○

変更後 住所 酒々井町○○○番地

氏名 ○○○ ○○

2 変更の年月日

令和○○年○○月○○日

3 変更の理由

代表者の任期満了による

(3) 規約変更認可申請書記入例

令和 年 月 日

(あて先) 酒々井町長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○○自治会

所在地 酒々井町○○○2丁目3番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○

住 所 酒々井町○○○△△△

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

議事録の写し

(書類例)

- ・規約の新旧対照表
- ・新規約
- ・総会資料 など

4 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書様式

令和 年 月 日

(あて先) 酒々井町長

認可地縁団体の名称及び事務所の所在地

名 称 ○○○自治会

所在地 酒々井町○○○2丁目3番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○

住 所 酒々井町○○○△△△

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

次ページの「申請不動産に関する事項の記載要領」を参照してください。

○ 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

公告申請書に記載する「申請不動産に関する事項」の記載要領

○ 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
〇〇集会所	100㎡	所在：酒々井町〇〇〇番地〇 家屋番号：1番

・土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	200㎡	所在：酒々井町〇〇〇番地〇

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

① 〇〇集会所

酒々井町〇〇〇〇番地〇 酒々井 太郎 他15名

② 宅地

酒々井町〇〇〇〇番地〇 酒々井 太郎 他15名

【建物について】

1. 名称

登記事項証明書（全部事項証明書）に「〇〇町内会集会所」「〇〇区公民館」などの建物の名称が付されている場合は、これを記入してください。そうでない場合は、建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の「種類」欄に記載されている「集会所」「事務所」「居宅」などの区分を記入してください。

2. 延床面積

登記事項証明書（全部事項証明書）に記載されている「床面積」を記入してください。

複数階の場合は、各階ごとに面積を合計して記入してください。

3. 所在地

地番・家屋番号までを記入してください。

【土地について】

1. 地目

登記事項証明書（全部事項証明書）の「地目」欄に記載されている「宅地」「山林」「原野」「墓地」などの区分を記入してください。

2. 面積

登記事項証明書（全部事項証明書）の「地積」を記入してください。

【表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所について】

所有者が複数となる場合は、共有名義人の最初に記載されている方のみの「氏名」「住所」を記入し、「他〇〇名」と記入してください。

VI 参考法令

参考：地方自治法（認可地縁団体に関する部分を抜粋）

第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

- ② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
 - 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
 - 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
 - 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
 - 四 規約を定めていること。
- ③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
 - 一 目的
 - 二 名称
 - 三 区域
 - 四 主たる事務所の所在地
 - 五 構成員の資格に関する事項
 - 六 代表者に関する事項
 - 七 会議に関する事項
 - 八 資産に関する事項
- ④ 第2項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。
- ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。
- ⑥ 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- ⑦ 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- ⑩ 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があったときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもって第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第2項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第3項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす

第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第260条の4 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

- ② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第260条の5 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第260条の6 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第260条の7 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に

対抗することができない。

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第260条の11 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第260条の12 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第260条の13 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第260条の14 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の5分の1の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第260条の15 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

第260条の16 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

第260条の17 認可地縁団体の総会においては、第260条の15の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の18 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第269条の19の2において同じ。）により表決をすることができる。

④ 前3項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第260条の19 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第260条の19の2 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第260条の20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第260条の2第14項の規定による同条第1項の認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。
- 六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

第260条の21 認可地縁団体は、総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の22 認可地縁団体がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第260条の23 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第260条の24 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第260条の25 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第260条の26 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第260条の27 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第260条の28 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第1項の公告は、官報に掲載してする。

第260条の29 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第260条の30 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

③ 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第260条の32 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第260条の33 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第260条の34 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

第260条の35 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第260条の36 裁判所は、第260条の25の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第260条の37 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前2条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第260条の38 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第260条の39 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

② 前項の決議は、総構成員の4分の3以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

④ 第260条の2第2項及び第5項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第2項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第260条の40 認可地縁団体は、前条第3項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から2週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

② 認可地縁団体は、前条第3項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から2週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

第260条の41 債権者が前条第2項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前2項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第260条の42 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第260条の43 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第260条の44 市町村長は、第260条の41第3項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第260条の39第3項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

③ 合併により設立した団体は、第1項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。

④ 第1項の規定により告示した事項は、第260条の2第10項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。

⑤ 第260条の4第1項の規定は、第1項の規定による告示があつた場合について準用する。

第260条の45 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第260条の39第3項の認可を取り消すことができる。

一 第260条の39第3項の認可をした日から6月を経過しても第260条の41第3項の規定による届出がないとき。

二 認可地縁団体が不正な手段により第260条の39第3項の認可を受けたとき。

② 前条第1項の規定による告示後に前項（第2号に係る部分に限る。）の規定により第260条の39第3項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

④ 前2項に規定する場合には、各認可地縁団体の第2項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

第260条の46 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第10号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の

構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、10年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第5項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、3月を下つてはならない。

③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

④ 市町村長は、前項の規定により第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第2項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第1項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

⑤ 第2項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第1項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第260条の47 不動産登記法第74条第1項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第18条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第1項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第60条の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第1項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第260条の48 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）により、50万円以下の過料に処する。

- 一 第260条の22第2項又は第260条の30第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第260条の28第1項又は第260条の30第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 三 第260条の40第1項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 四 第260条の40第2項又は第260条の41第2項の規定に違反して、合併をしたとき。

参考：地方自治法施行規則（認可地縁団体に関する部分を抜粋）

第18条 地方自治法第260条の2第2項に規定する申請は、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
- 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 三 構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第18条の2 地方自治法第260条の39第4項において準用する同法第260条の2第2項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約
- 二 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 三 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 六 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第19条 地方自治法第260条の2第10項（土地改良法（昭和24年法律第195号）第76条の13第4項及び森林組合法（昭和53年法律第36号）第100条の22第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第260条の2第1項の認可を行った場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所

- へ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 認可年月日
- 二 土地改良法第76条の13第3項の通知があつた場合
- イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - へ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 土地改良法第76条の12第2項第五号の日又は同法第76条の13第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 三 森林組合法第100条の22第3項の通知があつた場合
- イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - へ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 森林組合法第100条の20第2項第七号の日又は同法第100条の22第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 四 解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）
- イ 名称
 - ロ 区域
 - ハ 主たる事務所
 - ニ 清算人の氏名及び住所
 - ホ 解散事由
 - へ 解散年月日
- 五 清算終了の場合
- イ 名称
 - ロ 区域
 - ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 清算終了年月日

六 前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があつた場合 告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第20条 地方自治法第260条の2第11項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第21条 地方自治法第260条の2第12項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第19条及び第22条の2の4に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第22条 地方自治法第260条の3第2項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第22条の2 地方自治法第260条の18第3項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回路を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにより当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第22条の2の2 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第260条の19の2第1項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
 - 一 前条第1項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- 3 第1項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があったときは、地方自治法第260条の19の2第1項に規定する決議を電磁的記録によってしてはならない。ただし、当該申出をした全ての構成員が再び第1項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第22条の2の3 地方自治法第260条の41第3項の規定による届出は、届出書に同法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

- 2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第22条の2の4 地方自治法第260条の44第1項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 合併後の認可地縁団体の名称
- 二 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
- 三 合併後の認可地縁団体の区域
- 四 合併後の認可地縁団体の主たる事務所
- 五 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
- 六 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- 七 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- 八 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- 九 地方自治法第260条の39第3項の認可の年月日
- 十 合併前の各認可地縁団体の名称
- 十一 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

第22条の2の5 地方自治法第260条の46第1項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書
- 二 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 三 申請者が代表者であることを証する書類

四 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第22条の3 地方自治法第260条の46第2項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 地方自治法第260条の46第1項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

二 前条第2項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第22条の4 地方自治法第260条の46第4項に規定する証する情報の提供は、前条第1項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第22条の5 地方自治法第260条の46第5項に規定する通知は、第22条の第2項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。